

あけましておめでとうございます。

今年、平成 24 年は“診療報酬”と“介護保険改定”の年となります。12 月 27 日に政府から、今回の改定の指針が発表されましたので介護報酬の部分を紹介します。

診療報酬・介護報酬改定等について

平成 24 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定は、「社会保障・税一体改革成案」の確実な実現に向けた最初の第一歩であり、「2025 年あるべき医療・介護の姿」を念頭に置いて、下記の取り組みを行なう。

1. 診療報酬改定

我が国の医療はいまだ極めて厳しい状況に置かれている。国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくため、厳しい経済環境や保険財政の下、平成 24 年度改定においては、概ね 5,500 億円の診療報酬本体の引き上げを行なうこととし、その増加分を下記の 3 項目に重点配分をする。

(1) 診療報酬改定 (本体)

改定率 +1.38%

各科改定率 医科 +1.55%

歯科 +1.70%

調剤 +0.46%

(2) 薬価改定等

改定率 ▲1.38%

薬価改定率 ▲1.26% (薬価ベース ▲6.00%)

材料改定率 ▲0.12%

2. 介護報酬改定等

平成 24 年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、下記の改定率とする。

介護報酬改定

改定率 +1.2% 在宅 +1.0% 施設 +0.2%

(改定の方向)

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る
- ・ 24 時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から効率化・重点化する方向で見直しを行う
- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実に実行するため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行なうなど、必要な対応を講ずることとする。

なお、介護報酬改定の考え方と整合性を取り、平成 24 年度障害者福祉サービス等の報酬改定は、改定率を+2.0%とする。

介護報酬の改定率は？

全体 () % 在宅 () % 施設 () %